

外国公務員贈賄対策担当者の指名及び報告について（通達）

平成26年4月1日
警察庁丁捜二発第34号
警察庁刑事局捜査第二課長から
警視庁刑事部長、各道府県警察本部長あて

（概要）

外国公務員にその職務に関し金銭や利益を供与することは、不正競争防止法により処罰の対象となっているところであるが、当該罰条を適正に執行するため、この度、各都道府県警察に外国公務員贈賄対策担当者を置くこととした旨を示したもの。

本通達の項目は、

外国公務員贈賄対策担当者の指名

外国公務員贈賄対策担当者の指名に係る当庁への報告

である。